

事務連絡
平成 26 年 4 月 14 日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局
首席職業指導官室中央職業指導官

求人票における固定残業代等の適切な記入の徹底について

職業紹介関係業務の推進については、日頃よりご尽力をいただき感謝申し上げます。

さて、求人申込書「賃金」(13～18 欄)の記載については、一般職業紹介業務取扱要領(平成 23 年 3 月 3 日付け職発 0303 第 1 号「一般職業紹介業務取扱要領の改正について」別添。以下「要領」という。)第 3 部第 1 の 5 (2) コに基づき行っているところと見受けられます。

今般、当室において、ハローワークインターネットサービスに公開されている一般(フルタイム)求人について確認したところ、別紙のとおり、「固定残業代」に関する不適切な記載事例が多数見られました(「固定残業」でフリーワード検索した求人票 1,000 件中について内容確認したところ 145 事業所の求人に不適切な記載)。

固定残業代を含む賃金条件については、労働者側がその内容を適切に理解していない場合、労使間でトラブルになる恐れが高く、公共職業安定所(以下「安定所」という。)においては、職業安定法第 5 条の 3 (労働条件等の明示)を踏まえ、求人受理時において、求人事業主に十分な内容確認を行い、求人票上に適切に明示していくことが重要です。

については、現在公開されている貴管轄内の求人票のうち、下記 1 及び 2 を参考に該当するものの記載内容を確認し、不適切な記載がなされているものについては、当該事業主に対し労働条件の明示について丁寧に説明するとともに理解を求め、下記 3 に従い早急に是正いただくようお願いします。

記

1. 「固定残業代」の考え方

要領第 3 部第 1 の 5 (2) コ「賃金」においては、実際の時間外労働の有無にかかわらず一定時間分の残業代が支払われるものを「固定残業代」等としており、これを超える時間数の残業代のみが追加で支払われるものである。

なお、求人票上の類似の表記として事業場外労働のみなし労働時間制に係る「みなし残業」等がある。

2. 該当求人への検索等

既に提出された求人については、以下のフリーワード検索（※）により該当するものを抽出のうえ、記載内容の確認を行い、必要に応じ、下記3に従い、求人者への内容確認及び記載内容の修正を行うこと。

なお、求人票の内容確認及び必要な指導のための来所又は事業所訪問が困難な求人者が多数存在する等の事情がある場合には、所の実情に応じ、今後の求人受理及び更新等の手続きの際に、当該記載内容の確認及び徹底を図ることとして差し支えない。

(1) 検索条件入力（詳細）「フリーワード検索」欄

→ 『求人台帳情報』を選択

(2) 詳細項目は『未選択』でも差し支えない。

ただし、『その他手当等付記事項文字列』欄への記載が徹底されている場合は、当該項目を選択することで精度の高い検索が可能となる。

(3) フリーワードとして以下の単語を入力

→ 「固定残業」または「みなし残業」（※）。

その他、各安定所で入力している可能性のある単語についても、必要に応じて同様に確認すること。

(4) 「一覧表示可変項目選択」欄（任意選択：一覧表示において確認するため）

→ 1 『求人申込書（13, 14, 15欄）』から『定額手当1／名称』を選択

→ 2 『求人申込書（13, 14, 15欄）』から『定額手当2／名称』を選択

→ 3 『求人申込書（13, 14, 15欄）』から『定額手当3／名称』を選択

(5) 検索

※ この方法は、求人票賃金欄以外の記載内容についても検索を行うものであり、抽出された求人票の中には賃金欄以外に「固定残業」等の記載があるものも含むため留意すること。

3. 求人票の適切な記入

求人申込時の賃金条件として、「固定残業代」等が含まれる場合には、以下に留意し取り扱うこと。

- (1) 「b 定額的に支払われる手当」欄に「固定残業代」等を記入する場合は、「c その他の手当等付記事項」欄に、「時間外手当は時間外労働の有無にかかわらず固定残業代として支給し、○時間を超える時間外労働分は追加で支給」などのように「固定残業代」等が時間外労働の有無にかかわらず固定的に支給されるものであることと、超過分が追

加で支給されることを明記すること。

(2) 時間外手当の名称にかかわらず、それが残業の有無にかかわらず固定的に支払われるものでない場合は、「c その他の手当等付記事項」欄に記入すること。

【担 当】

首席職業指導官室中央職業指導官 永倉

電 話 : 03-5253-1111 (内線 5670)

F A X : 03-3502-2606

E-mail : nagakura-akari@mhlw.go.jp

(cc: syokai@mhlw.go.jp)

「固定残業代」等の不適切な記載事例について

類型1 固定残業代が何時間分であるか記載されていない。また、超過した場合に別途支給する旨も記載されていない。

派生型1：固定残業代の時間数は面接時に説明するとしている。

派生型2：固定残業代は各人ごとに設定するとしている。

派生型3：固定残業代に時間外及び深夜手当を含めるとしている。

派生型4：固定休日出勤手当（〇日分）を支給するとしている。

類型2 固定残業代が何時間分か記載されているが、超過した場合に別途支給する旨が記載されていない。

派生型1：一定時間以下でも支給される旨「のみ」が記載されている。

派生型2：××手当と△△手当を合わせて固定残業代（〇〇時間分）としている。

類型3 超過した場合に別途支給する旨は記載されているが、固定残業代が何時間分か記載されていない。

類型4 基本給（a欄）の中に固定残業代も含めて記載されている。

派生型：基本給に固定残業代が含まれることがあると記載されている。

類型5 〇〇手当として別個の手当と固定残業代が一括して記載されており、それぞれの内訳が記載されていない。

その他

- ・ 「求人条件に係る特記事項」欄に「固定残業」の時間が記載されているのみで、手当があるか否かが記載されていない。
- ・ 「固定残業時間（40時間）以外に時間外勤務がある」など、恒常的な残業時間が40時間あるのか、いわゆる固定残業代が40時間分なのか、不明確な記載となっている。
- ・ 毎週土曜日の休日出勤（9時～13時）を固定残業代で支給するとしている。
- ・ 固定残業超過分や早退分は、翌月25日相殺になるとしている。